

## 「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」 Q & A

### ○目次

- Q1：なぜ条例を制定することとなったのですか
- Q2：自転車を利用する者は何をしなければなりませんか
- Q3：保護者は何をしなければなりませんか
- Q4：自転車は利用しませんが、県民として何をすればよいのですか
- Q5：高齢者と同居する者は何をしなければなりませんか
- Q6：事業者（企業など）は何をしなければなりませんか
- Q7：自転車を利用する事業所とはこういったところですか
- Q8：自転車小売業者（自転車販売店）は何をしなければなりませんか
- Q9：自転車貸付事業者（レンタルサイクル等）は何をしなければなりませんか
- Q10：学校の長（学校を設置管理する者、学校長等）は何をするのですか
- Q11：なぜ自転車保険への加入を義務化したのですか
- Q12：加入義務とされた自転車損害賠償責任保険等にはどのような種類がありますか
- Q13：必要な補償額はありますか
- Q14：保険料はいくらですか
- Q15：「自転車利用者向け保険」に新たに入らなければいけないのですか
- Q16：保険に有効期間はありますか
- Q17：加入義務の免除はありませんか
- Q18：必ず個人で加入しないとなりませんか
- Q19：自転車損害賠償責任保険等はどこで加入できますか
- Q20：県で保険の販売や斡旋は行っていますか
- Q21：自転車に保険加入のステッカーなどを貼付する必要がありますか
- Q22：SGマークの保険は該当しませんか
- Q23：自分自身のけがに対する補償も義務ですか
- Q24：県外から自転車で乗り入れる場合も自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないのですか
- Q25：中古自転車を買ったり、他人から自転車をもらったり借りたりした場合も保険に入る必要がありますか
- Q26：複数の自転車を所有する場合、保険料は高くなりますか
- Q27：高齢者でも加入できる年齢制限のない保険はありますか
- Q28：マウンテンバイクや電動アシスト自転車を利用する場合も条例の対象になりますか
- Q29：道路でない、山道や公園などで利用する場合も条例の対象になりますか
- Q30：山梨県以外で自転車を利用する場合も保険加入が必要ですか
- Q31：条例に違反したら罰則はありますか
- Q32：なぜ罰則を設けなかったのですか

- Q33：小売業者や事業者、学校長などによる保険加入の確認はどのような方法で行うべきですか。
- Q34：小売業者や事業者、学校長などが提供するとされる自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報とはどのようなものですか
- Q35：小売業者や事業者、学校長などによる保険加入に関する情報提供とはどのように提供すればよいのですか
- Q36：ネット通販で自転車を販売している場合、どのように確認や情報提供を行えばよいのですか
- Q37：小売業者や事業者、学校長などが保険に関する情報を提供することは、保険代理店でない者が保険契約の募集を行うことを禁じた保険業法に違反しませんか。
- Q38：旅館・ホテルなどで無償で自転車を貸し出す場合も保険に加入する必要がありますか
- Q39：交通安全教育とはどういったものですか
- Q40：定期的な点検整備とはどのようなことをすればよいですか
- Q41：自転車小売業や貸付業を行うには登録をしなければならないのですか

**Q1：なぜ条例を制定することとなったのですか**

- ・ 自転車の悪質な運転や、自転車事故による 1 億円近い高額賠償命令が社会問題化しており、本県では、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合が増加傾向にあります。
- ・ このため、自転車の安全で適正な利用や自転車損害賠償責任保険等への加入を促進し、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会とするため、本県における自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる条例を定めました。

**Q2：自転車を利用する者は何をしなければなりませんか**

- 1 自転車利用者は、車両の運転者としての責任の自覚の下に、交通ルールを守り、自転車事故の防止のための知識を習得し、自転車の安全利用に努めるものとします。
- 2 自転車利用者は、自転車の側面に反射器材を備えるなど、交通事故防止のための措置に努めるものとします。
- 3 自転車利用者は、幼児を自転車の幼児用座席に乗車させるときは、幼児にヘルメットをかぶらせ、座席ベルトを着用させるよう努めるものとします。
- 4 自転車利用者は、利用する自転車の必要な点検、整備を行うよう努めるものとします。
- 5 自転車利用者は、自転車に施錠をするなど、防犯対策に努めるものとします。
- 6 自転車利用者は、自転車事故における被害者の救済のために、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

**Q3：保護者は何をしなければなりませんか**

- 1 保護者は、未成年者に対して自転車の安全適正利用に関する必要な教育を行うよう努めるものとします。家族で交通ルールやマナーなど、日頃から話し合うようにしてください。
- 2 保護者は、幼児・児童に対して、乗車用ヘルメットの着用のほかに、肘当て、膝当て、手袋など事故の被害を軽減できる器具を着用させるよう努めるものとします。
- 3 保護者は、未成年者が利用する自転車の必要な点検、整備を行うよう努めるものとします。
- 4 保護者は、未成年者が自転車を利用する場合は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

**Q4：自転車は利用しませんが、県民として何をすればよいのですか**

- 1 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全適正利用のための取組を実施するよう努めるものとします。また、国、県、市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとします。
- 2 自動車や原動機付自転車を運転するときは、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車、自動車などがそれぞれ安全に通行できるよう配慮するよう努めるものとします。

**Q5：高齢者と同居する者は何をしなければなりませんか**

- ・ 高齢者と同居する方は、乗車用ヘルメットの着用を勧めるなど、高齢者の自転車の安全で適正な利用について必要な助言をするよう努めるものとします。

**Q6：事業者（企業など）は何をしなければなりませんか**

- 1 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自ら自転車の安全で適正な利用のための取組を行うよう努めるものとします。
- 2 事業者は、自転車通勤をする従業員や事業で自転車を使う従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について、教育・啓発を行うよう努めるものとします。
- 3 事業者は、国、県、市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとします。
- 4 事業者は、事業活動で利用する自転車の側面に反射器材を備えるなど、交通事故防止のための措置に努めるものとします。
- 5 事業者は、事業活動で利用する自転車の必要な点検、整備を行うように努めるものとします。
- 6 事業者は、事業活動で従業員に自転車を利用させる場合は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。  
※ 個人が加入する個人賠償保険等では、事業活動中の自転車事故はカバーされていないため、施設賠償責任保険等に加入する必要があります。
- 7 事業者は、通勤のために自転車を利用する従業員に対し、保険に加入していることを確認するよう努めるものとします。
- 8 事業者は、自転車通勤者の保険加入が確認できないときは、保険加入に関する情報の提供を行うよう努めるものとします。

**Q7：自転車を利用する事業所とはこういったところですか**

- ・ 自転車を利用して業務を行う事業者は、新聞販売店や宅配便で、主に自転車を使用して業務を行う事業者はもちろん、官公署、会社、事業所の業務で自転車を利用する者も含まれます。

**Q8：自転車小売業者（自転車販売店）は何をしなければなりませんか**

- 1 自転車小売業者は、購入者に対して、自転車の適正な通行方法など自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行うよう努めるものとします。
- 2 自転車小売業者は、購入者に対して、自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認しなければなりません。
- 3 自転車小売業者は、購入者の保険加入が確認できないときは、保険加入に関する情報の提供を行わなければなりません。

#### Q9：自転車貸付事業者（レンタルサイクル等）は何をしなければなりませんか

- 1 自転車貸付事業者は、自転車の側面に反射器材を備えるなど、交通事故防止のための措置に努めるものとします。
- 2 自転車貸付事業者は、貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- 3 自転車貸付事業者は、利用者に対して、自転車の適正な通行方法など自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行うよう努めるものとします。
- 4 自転車貸付事業者は、貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

※ 一般的に自転車貸出事業の場合、施設賠償責任保険では利用者（借受人）の運転ミスによる事故は補償の対象外（対象は自転車貸出業者の整備や管理上のミスに起因する事故）となります。条例で加入が義務とされる運転者のミスを補償できる保険への加入は保険会社などに相談してください（商品・引受は保険会社ごとに異なります）。

- 5 自転車貸付事業者は、利用者に対し、貸し付ける自転車の保険の内容に関する情報の提供を行わなければなりません。

#### Q10：学校の長（学校を設置管理する者、学校長等）は何をしますか

※ この条例でいう学校とは、県内の幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校をいいます。

- 1 学校の長は、幼児、児童、生徒、学生に対し、自転車に関する事故に遭わないため、また、事故を起こさないため、交通ルールや危険を予測・回避できる能力を身につけるための教育に努めるものとします。
- 2 学校の長は、幼児、児童、生徒、学生、その保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めるものとします。
- 3 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の長は、自転車で通学する児童、生徒、その保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に加入しているか確認するよう努めるものとします。
- 4 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の長は、自転車通学者の保険加入が確認できない場合は、保険加入に関する情報提供を行うよう努めるものとします。

#### Q11：なぜ自転車保険への加入を義務化したのですか

- ・ 国土交通省の調査では、保険加入を条例により義務とした自治体の保険加入率は59%と、努力義務又は条例を制定していない自治体の40%弱に対し、高い割合を示しており、条例で義務と規定することの効果が見られることから加入を義務としました。

**Q12：加入義務とされた自転車損害賠償責任保険等にはどのような種類がありますか**

- ・ 加入義務の対象となる自転車損害賠償責任保険等とは、「自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう」と定義しています。
- ・ 具体的には、自転車向けの保険のほかに、自動車保険や火災保険、傷害保険の特約としての個人賠償責任保険（日常生活賠償保険）、PTA保険や各職域での団体保険、自転車安全整備士による点検を受けたことで加入できるTSマーク付帯保険、クレジットカードに付帯する保険などがあります。

個人向けの保険		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共済		全労済、県民共済など
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険
事業者向けの保険		保険の概要
施設賠償責任保険		業務遂行中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
自転車貸出事業者向けの保険		保険の概要
施設賠償責任保険 ※		利用者（借受人）の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
<p><b>※保険の名称や補償内容については、保険会社によって異なります。</b>  <small>※自転車貸出事業の場合、施設賠償責任保険では利用者（借受人）の運転ミスによる事故は補償の対象外（対象は自転車貸出業者の整備や管理上のミスに起因する事故）となります。条例では、利用者の運転ミスを補償できる保険への加入が義務付けられますので、保険会社等に相談してください（商品・引受は保険会社ごとに異なります）。</small></p>		

**Q13：必要な補償額はありますか**

- ・ 条例では補償額の規定はありません。補償額は保険によって様々ですので、ご自身に合った補償内容をご確認ください。なお、判決で1億円近くの賠償命令が出た事例があります。

**Q14：保険料はいくらですか**

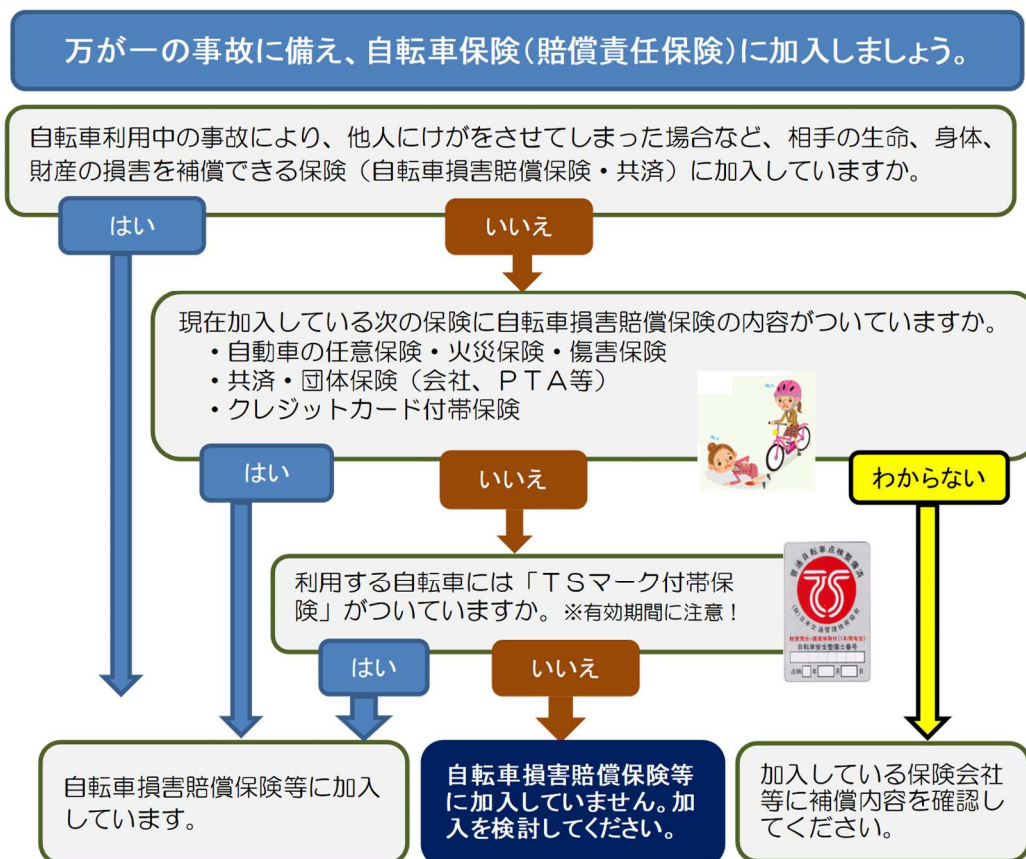
- ・ 保険内容や補償内容により様々です。ご自身に合った補償内容をご確認ください。

**Q15：「自転車利用者向け保険」に新たに入らなければいけないのですか**

- ・ 加入義務の対象となる自転車損害賠償責任保険等は、自転車向けの保険だけではなく、他にも多くの種類があり、必ずしも「自転車利用者向け保険」ではなく、日常生活で起きた事故を補償する個人賠償責任保険（日常生活賠償保険）も対象となります。そ

ここで、まずは以下の加入状況チェックシートを活用して、ご自身が加入している保険等で自転車利用時の事故による損害が補償されているか確認することが重要です。

- ・ 補償内容をしっかり確認し、二重に加入して無駄にならないように注意しましょう。



#### Q16：保険に有効期間はありますか

- ・ 多くの保険は有効期間が1年ですので、期限がきたら更新か新たに保険へ加入する必要があります。詳しくは加入している保険会社等へおたずねください。
- ・ TSマークも有効期間は1年ですので、詳しくは点検整備を受けた販売店へおたずねください。

#### Q17：加入義務の免除はありませんか

- ・ 保険加入の義務化は、自転車事故による高額賠償命令が発生していることを踏まえ、被害者救済の確保などの観点から行うこととしました。
- ・ 自転車を利用していれば、誰でも加害者となる事故を起こす可能性がありますので、加入の免除は設けておりません。

#### Q18：必ず個人で加入しないとなりますか

- ・ 自転車損害保険等の補償が受けられる範囲は、契約者個人のものから、家族全員が補償の対象となるもの、企業や学校などの団体単位で補償の対象になるものなどがある



ので、必ずしも個人で契約するものではありません。補償範囲などの詳細については、加入している保険会社や団体契約の担当者にお尋ねください。

**Q19：自転車損害賠償責任保険等はどこで加入できますか**

- ・ 個人賠償責任保険、共済、施設所有管理者賠償責任保険等の加入に関しては、各損害保険や共済等の取扱店に確認してください。
- ・ TSマーク付帯保険については、お近くの自転車安全整備士のいる自転車店にお問い合わせください。

**Q20：県で保険の販売や斡旋は行っていますか**

- ・ 県では保険の販売、斡旋などは行っておりません。各損害保険や共済等の会社、保険代理店などにお問合せください。

**Q21：自転車に保険加入のステッカーなどを貼付する必要がありますか**

- ・ 保険加入を証明するステッカーなどの添付義務はありません。多くの自転車損害保険等は車両ではなく人にかける保険であるため、その自転車を運転している方が保険に加入しているかどうかステッカーなどで示すことはできません。
- ・ なお、自転車安全整備店において自転車の点検整備を行い、安全な自転車であることを自転車安全整備士が点検確認したときに、その証として添付される、点検整備済証(TSマーク)には賠償責任保険が付帯しています。

**Q22：SGマークの保険は該当しませんか**

- ・ SGマークは、一般財団法人製品安全協会が、安全な製品の目印としたものです。SGマークの対人賠償保険は、製品の欠陥によりケガをした場合などに対応する保険であり、本条例が規定する保険ではありません。

**Q23：自分自身のけがに対する補償も義務ですか**

- ・ 条例で加入を義務付けているのは自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を補填するための保険又は共済等ですので、自分自身のケガの補償は対象としていません。しかし、自転車の事故では転倒などにより運転者自身もケガを負う可能性が高く、治療費などの負担が発生する場合がありますので、自分自身のケガに対する補償も検討されることをお勧めします。

**Q24：県外から自転車で乗り入れる場合も自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないのですか**

- ・ 県内において自転車を利用するときは、この条例の適用を受けますので、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられます。



**Q25：中古自転車を買ったり、他人から自転車を買ったり借りたりした場合も保険に入る必要がありますか**

- ・ 中古自転車を買った場合、自転車を買ったり、借りたりして乗る場合についても、自転車損害賠償保険等に加入する必要があります。ただし、すでに加入している個人賠償責任保険が自転車事故も補償対象としている場合は、人に保険がかかっていますから、改めて自転車損害賠償保険等に加入する必要はありません。
- ・ なお、自転車の点検修理に伴って貼られるTSマークに付帯される保険は、自転車本体にかける保険ですので、誰が利用しても補償の対象となりますので、買ったり、借りたりした自転車にTSマークが貼ってあり有効期限内であれば、改めて保険に加入する必要はありません。

**Q26：複数の自転車を所有する場合、保険料は高くなりますか**

- ・ 個人賠償責任保険の場合は、保険の対象が人となることから、家庭内に複数台自転車がある場合でも、自転車の所有台数に応じて保険料が増減するものではありません。詳しくは加入している保険会社にご確認ください。

**Q27：高齢者でも加入できる年齢制限のない保険はありますか**

- ・ 保険商品によっては、契約者や被保険者の年齢に制限を設けている場合がありますが、自動車保険や火災保険などの特約は年齢制限なく同居する親族をすべて対象にするものもあります。TSマーク付帯保険は自転車本体へかける保険であるため、年齢問わず誰が利用しても補償の対象となります。くわしくは保険会社などへご確認ください。

**Q28：マウンテンバイクや電動アシスト自転車を利用する場合も条例の対象になりますか**

- ・ 条例で規定する自転車は、道路交通法に規定する自転車をいいますので、マウンテンバイクや電動アシスト自転車、折りたたみ自転車、タンデム自転車なども対象となります。三輪車や変形自転車もペダルまたはハンド・クランクで人の力により運転する二輪以上の車は対象です。
- ・ 一輪車や6歳未満の小児用に製造された自転車は対象となりませんが、不特定多数の人がいる場所で利用する際は安全に十分注意して乗りましょう。

**Q29：道路でない、山道や公園などで利用する場合も条例の対象になりますか**

- ・ 条例では、「道路、公園、広場その他の不特定又は多数の者の用に供される場所において自転車を利用する者」としており、道路以外でも不特定多数の者が利用する場所は対象となります。

**Q30：山梨県以外で自転車を利用する場合も保険加入が必要ですか**

- ・ 山梨県の条例における義務付けは、山梨県内で自転車を利用する場合ですが、山梨県以外でも多くの自治体で条例により保険加入が義務付けられています。詳しくは、各都道府県・市町村へご確認ください。

**Q31：条例に違反したら罰則はありますか**

- ・ 罰則はありませんが、県民の皆様が自転車を安全で適正に利用できるよう定めた条例ですので、違反のないようにしてください。

**Q32：なぜ罰則を設けなかったのですか**

- ・ 自転車には自動車のような登録制度がありません。また、自転車損害賠償責任保険等には、人にかける保険と、車体にかける保険があるほか、自動車保険や火災保険の特約などは、契約者だけでなく家族全員が対象となるものもあるなど種類が多岐にわたっており、自転車利用者の保険加入状況をすぐに確認できないことから罰則は設けていません。

**Q33：小売業者や事業者、学校長などによる保険加入の確認はどのような方法で行うべきですか。**

- ・ 確認の方法については、保険証券などにより確認することが基本ですが、明示することが困難な場合や不明な場合には口頭による確認でかまいません。
- ・ インターネット通販を行っている小売業者の場合は、通販サイト内に確認画面を設けるなど、その特性に応じた工夫を行うことで足りります。

**Q34：小売業者や事業者、学校長などが提供するとされる自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報とはどのようなものですか**

- ・ 加入に関する情報とは、自転車損害賠償責任保険等の種類や特徴、その必要性、加入の義務化の内容などです。

**Q35：小売業者や事業者、学校長などによる保険加入に関する情報提供とはどのように提供すればよいのですか**

- ・ 県や関係団体が作成するチラシなどを活用いただき、次のことがらを説明してください。
- ・ 多くの保険会社などから自動車保険や火災保険、傷害保険の特約として販売されている個人賠償責任保険(日常生活賠償保険)が自転車損害賠償責任保険等の一種であり、契約者本人だけでなく、同居の家族や生計を一にする別居の未婚の子(親元を離れ、仕送りを受けて生活している大学生など)もカバーしているため、保険証券などをよく確認すること
- ・ インターネットやコンビニでも広く販売されていること

**Q36：ネット通販で自転車を販売している場合、どのように確認や情報提供を行えばよいですか**

- ・ インターネット通販を行っている小売業者の場合は、通販サイト内に確認画面を設けるなど、その特性に応じた工夫を行うことで足りります。
- ・ 情報提供については、次のような形で対応することが可能です。
- ・ 県や損害保険協会などの関係団体が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するホームページへのリンクバナーを自社のホームページに設置する。  
（【日本損害保険協会 HP】<http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/jitensya/>）
- ・ 自社のホームページの広告欄に、特定の保険会社や商品を推奨するような記載ではなく、単に損害保険会社のリンクバナーを設置する。
- ・ 自社のホームページ内において、保険加入の必要性を説明するページを設け、一般的な説明として、Q35 のことがらを説明する。

**Q37：小売業者や事業者、学校長などが保険に関する情報を提供することは、保険代理店でない者が保険契約の募集を行うことを禁じた保険業法に違反しませんか。**

- ・ 県や関係団体が作成するチラシなどを活用して、一般的な自転車損害賠償責任保険等の種類や特徴、その必要性、加入の義務化の内容などを説明していただく場合は違反になりません。

**Q38：旅館・ホテルなどで無償で自転車を貸し出す場合も保険に加入する必要がありますか**

- ・ 有償・無償を問わず、反復継続して利用者に自転車を貸し付けている場合は、保険への加入義務があります。

※ 一般的に自転車貸出事業の場合、施設賠償責任保険では利用者（借受人）の運転ミスによる事故は補償の対象外（対象は自転車貸出業者の整備や管理上のミスに起因する事故）となります。条例で加入が義務とされる運転者のミスを補償できる保険への加入は保険会社などに相談してください（商品・引受は保険会社ごとに異なります）。

**Q39：交通安全教育とはいったいものですか**

- ・ 交通事故は、一瞬にしてかけがえない命を奪ってしまいます。交通事故のない社会は、全ての人の願いです。そのために、一人ひとりが交通安全意識の高揚を図り、交通事故の根絶に向けて一丸となった取組を推進していくことが重要です。
- ・ 交通安全教育は、円滑な交通と安全を確保するために必要なルールを実践すること、また、思いやりを含めたマナーを身に付けるために大切な取組です。家庭、職場、地域の活動などあらゆる機会を活用して交通安全について考えていただき、「交通安全について意識する習慣付け」を図っていただくようお願いします。

**Q40：定期的な点検整備とはどのようなことをすればよいですか**

- ・ 自転車に乗る前は、ハンドル、ブレーキ、タイヤの空気圧、灯火類の点検を行い、1年に一度は、自転車整備士による点検を受けることが適切と考えます。

**Q41：自転車小売業や貸付業を行うには登録をしなければならないのですか**

- ・ 条例における登録制度は、自転車の安全で適正な利用の促進に関して一定の基準を満たす優良な事業者に対して、県の登録という公的な認証を与えることで、事業者による安全で適正な利用の取組を促すとともに、自転車利用者の取組の促進を図るものです。任意ですが、登録事業者は県でホームページにおいて公表しますので、積極的な登録をお願いします。